

資料 A

(件名)

平成 24 年 11 月 22 日

オフサイトセンターの移転について

1 現行のオフサイトセンターの概要

(危機管理部原子力安全対策課)

原子力緊急事態が発生した場合に現地において、国の原子力災害現地対策本部、県の原子力災害現地対策本部、関係市町村の災害対策本部等が情報を共有しながら連携のとれた応急措置を講じるための拠点として、あらかじめ主務大臣が緊急時事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター：原子力発電施設との距離が 20 km 未満であること）を指定することになっている（原子力災害対策特別措置法）。全国で 22 箇所が指定されており、国の原子力防災専門官が駐在している。浜岡原子力発電所については、静岡県浜岡原子力防災センター（御前崎市池新田）が指定されている。